

建築基準法第 43 条第2項第一号認定基準改正の概要

建築基準法第 43 条第2項第一号に基づく認定について、同法施行規則第 10 条の3第3項の改正に伴い、高知県の認定基準を改正するもの。

建築基準法第 43 条第2項第一号認定基準改正の内容

建築物の敷地は道路に接しなければならない規定の特例認定の対象を、次のとおり改正する。

【改正前】

延べ面積 200 m²以内の一戸建ての住宅で、次のいずれかに該当する建築物

- ・ 敷地が接する道が幅員 4 m以上の農道等
- ・ 敷地が接する道が同法施行令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道

【改正後】

延べ面積 500 m²以内で、次のいずれかに該当する建築物

- ・ 敷地が接する道が幅員 4 m以上の農道等で、用途が劇場等以外のもの
- ・ 敷地が接する道が同法施行令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道で、用途が一戸建ての住宅、長屋又は兼用住宅のいずれかのもの